

実績評価書(案)

資料5-1

(厚生労働省28(Ⅱ-1-1))

施策目標名	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ-1-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の事項を柱にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生管理の高度化、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること ・食品等に関する規格基準の設定を推進すること ・健康食品の安全対策を推進すること ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること 							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危険発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としている。</p> <p>平成15年の食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置された。厚生労働省はリスク管理機関として、食品等の規格基準の設定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っている。</p> <p>なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施する。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っている。</p>							
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	4,614,732	3,235,437	3,356,474	3,465,571	3,657,021	
		補正予算(b)	0	0	0	-76		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	4,614,732	3,235,437	3,356,474	3,465,495	3,657,021	
	執行額(千円、d)	4,307,209	3,048,194	3,137,722	3,268,114			
執行率(%、d/(a+b+c))	93.3%	94.2%	93.5%	94.3%				
関連税制								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
	指標1 食品中の放射性物質検査の 基準値超過率	<p>東京電力(株)福島第一原発事故後、速やかに暫定規制値を設定し、より一層、食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点からの新たな基準値を平成24年4月に施行した。食品中の放射性物質の検査については、原子力災害対策本部の定めたガイドラインを踏まえ、都道府県等で検査を実施しているが、今後とも中長期にわたり、検査を続ける必要がある。</p> <p>このため、本指標値については、都道府県等において出荷段階での必要な検査が実施されているかを検証するため、流通段階での食品の検査についての基準値超過率をもって指標として設定した。基準値の超過率が十分に低下してきたため、今後は基準値の超過は突発的事情により左右され得ることから、前年度以下としていた目標値を見直し、毎年なるべく最小値を目指しつつも、測定を開始した平成23年度以降の超過率の平均を基準とし、毎年度それ以下を目標値とした。</p> <p>・食品中の放射性物質の検査 URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度		
		0.07%	0.02%	0.04%	0.05%	0.06%	過去5年の超過率の平均以下		○	
	年度ごとの目標値	前年度(0.99%)以下	前年度(0.07%)以下	過去3年の超過率(0.36%)の平均以下	過去4年の超過率(0.28%)の平均以下	過去5年の超過率の平均(0.24%)以下				

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
指標2 大規模食中毒の発生件数	<p>食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要がある。(大規模食中毒については、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生するおそれがある食中毒(食品衛生法施行規則第77条)。)</p> <p>本指標値については、食中毒が性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度、同水準以下を目標値とした。</p> <p>・食中毒統計 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html</p>								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		
		2件	2件	4件	2件	2件	過去5年の発生件数の平均と同水準以下		○
年度ごとの目標値		過去5年の発生件数の平均(2.6件)と同水準以下	過去5年の発生件数の平均(2.2件)と同水準以下	過去5年の発生件数の平均(2.6件)と同水準以下	過去5年の発生件数の平均(3件)と同水準以下	過去5年の発生件数の平均(2.6件)と同水準以下			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
指標3 許可を要する食品関係営業施設の 禁停止命令を受けた施設数	<p>都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>本指標値については、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として設定したものである。なお、禁停止命令は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、前年度以下としていた目標値を見直し、平成26年度から過去5年の施設数の平均以下を目標値とした。</p> <p>・衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469</p>								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		
		719件	673件	844件	754件	集計中	過去5年の施設数の平均以下		—
年度ごとの目標値		前年度(854件)以下	前年度(719件)以下	過去5年の施設数の平均(769件)以下	過去5年の施設数の平均(758件)以下	過去5年の施設数の平均(768件)以下			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
指標4 輸入食品モニタリング検査達成率	<p>農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率(供給熱量ベースの総合食料自給率)は約4割であり、供給熱量ベースで約6割を国外に依存するという現状があり、輸入食品監視指導計画により規定されたモニタリング計画の実施において、各検査所は割り当てられた検査件数について年間計画を立て検査を実施することとされているので、各検査所の検査実施件数を調査し、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。</p> <p>・平成28年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117529.html</p> <p>・平成27年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html</p>								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		
		103%	102%	103%	102%	102%(速報値)	100%	○	○
年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%			

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
指標5 輸入食品の規格基準等の違反 件数	<p>輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導することとしている。輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。</p> <p>なお、輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、前年度以下としていた目標値を見直し、平成26年度から過去5年の件数の平均以下を目標値とした。</p> <p>・平成28年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117529.html ・平成27年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html</p>								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		
		1,053件	1,043件	877件	858件	集計中	過去5年の件数の平均以下	○	-
年度ごとの目標値		前年度(1,257件)以下	前年度(1,053件)以下	過去5年の件数の平均(1,257件)以下	過去5年の件数の平均(1,121件)以下	過去5年の件数の平均(1,018件)以下			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
指標6 ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	<p>制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在まで約600の農薬等について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定した。</p> <p>これまで基準値の見直しが進んでいることより、前年度以上としていた目標値を見直し、平成26年度から過去5年の品目数の平均以上を目標値とした。</p>								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		
		58品目	19品目	67品目	22品目	35品目	過去5年の品目数の平均以上	○	△
年度ごとの目標値		前年度(14品目)以上	前年度(58品目)以上	過去5年の品目数の平均(33品目)以上	過去5年の品目数の平均(42品目)以上	過去5年の品目数の平均(36品目)以上			
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
指標7 国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率	<p>国際汎用添加物については、指定手続を加速化することが必要であると求められ、「規制・制度改革に係る方針」(平成24年7月10日閣議決定)において、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とするロードマップを策定・公表し、処理を行うこととされた。添加物の指定がなされていない品目について、順次指定の作業を進めているところ、その達成率100%を目標値とした。</p>								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度		
		-	80%	100%	100%	-	100%		-
年度ごとの目標値		-	100%	100%	100%	100%			

指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
指標8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。第3次食育推進基本計画(平成28年度～平成32年度)第1.2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は当部施策内容に資することから、当該計画第2.2(14)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上、「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合」を65%以上とすること)を目標値として設定した。 ・第3次食育推進基本計画 http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度		
	66.5%	64.1%	70.1%	72%	71.8% (56.9%)	80%以上 (若い世代は65%以上)		△	
年度ごとの目標値	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	80%以上(若い世代は65%以上)				
【参考】指標9 食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:食品安全部企画情報課	実績値								
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
	6,022	2,397	1,744	1,443	1,662				
【参考】指標10 食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」(厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/toukei/lis/t/112-1.html)	実績値								
	24年	25年	26年	27年	28年				
	11	1	2	6	14				

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③
	総合判定	(判定結果)B (判定理由) 測定可能である指標のうち、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるため、「B」と判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 食品中の放射性物質検査の基準値超過率は、原子力災害対策本部が定めたガイドラインを踏まえ、都道府県等において出荷段階での必要な検査が実施されたこと等により、目標を達成している(指標1)。 また、大規模食中毒発生件数は、都道府県等における効果的・効率的な監視指導や国からの適切な技術的助言、関係機関との情報共有等により、目標を達成している(指標2)。 輸入食品モニタリング検査達成率については、食品の種類ごとの輸入量等を踏まえ、統計的に設定したモニタリング計画に基づき、重点的かつ効率的、効果的に実施することで、目標を達成している(指標4)。 一方、目標を達成できなかった、基準の見直しを行った農薬等の数(指標6)及び食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(指標8)については、目標値を僅かに下回っている(指標6)又は目標設定が平成32年度である(指標8)ことなどが理由であり、目標数値の水準設定が妥当でなかった等のような明確に解決すべき課題は存在していない。 これらのことから、食品等の安全性の確保に関する施策は有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価) 輸入食品等の監視指導に関しては、食品等の輸入届出件数は年々増加している中で、モニタリング検査件数も増加しているが、モニタリング検査の単位当たりコストは、24年度812円から28年度711円と減少している(指標4)。また、地方自治体における「食中毒菌汚染実態調査」の単位当たりコストは、24年度1,043円から28年度291円と減少している(指標5)など、効率的に施策が実施されていると評価できる。 一方、農薬等の一日摂取量調査に関して、単位当たりコストは、24年度0.1百万円から28年度0.2百万円と増加しており(指標6)、こうした施策については可能な限りの効率的な施策の実施に一層取り組む必要がある。
(現状分析) 食は、全ての国民の毎日の生活に不可欠なものであり、食品の安全性の確保は国民の健康を守るために極めて重要であるとともに、国民の関心も非常に高い。さらに、近年、食品流通の多様化や国際化等により、我が国の食を取り巻く環境は変化し続けている。こうした中で、食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のためには、輸入食品等の監視指導、食品等に関する規格基準の設定や食品の安全性について正しい知識の普及等の施策は、いずれも必要かつ妥当なものである。一方、施策が一定の実績を挙げているとはいえ、残留農薬や食品添加物について、最新の科学的知見や国際的な動向を踏まえ、より迅速に規格基準を設定することができるよう審査体制の強化等が必要である。また、食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向があるものの、今後の高齢化に伴う食中毒リスクの増加の懸念や、異物混入による食品回収事例の増加等もあり、HACCPの制度化等、食品の安全性の更なる向上が必要である。さらに、輸入食品等の届出件数の増加は続いており、適切な監視指導を徹底するための更なる体制強化も必要である。 このため、食品の安全性確保のための施策について、引き続き、その着実な実施を推進していく必要がある。		

	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて) 上記のような課題を踏まえ、次年度以降においても、食品の安全性確保のための施策を講じることが必要である。 測定指標については、迅速な規格基準の設定や、適切な監視指導の実施が食品の安全性確保のための取組の中心であり、基本的には現在の測定指標を継続するが、今後、食品衛生規制の見直しが予定されていることから、その状況を踏まえながら、測定指標の見直しを検討することが必要である。 ただし、国際汎用添加物については、既に同添加物45品目中41品目を指定済みであり、今後5年間の評価期間を通じて同添加物に係る測定指標を設定することは適当でないため、測定指標7については「要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終えた率」と現時点での見直しを行うこととした。 また、関係省庁と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するとともに、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供し、食品の安全性に関する基礎的な知識の向上を目指す。</p> <p>※以下概算要求後に記載 (予算要求について)</p> <p>(税制改正要望について)</p> <p>(機構・定員について)</p>
--	---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	
-----------------------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品中の放射性物質の検査 URL: http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html ・食中毒統計 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html ・衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 ・平成28年度 輸入食品監視指導計画 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117529.html ・平成27年度 輸入食品監視指導結果 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html ・第3次食育推進基本計画 http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>医薬・生活衛生局生 活衛生・食品安全企 画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>生活衛生・食品安全 企画課長 大西 友弘</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	---------------------------------------	---------------	-------------------------------------	-----------------	----------------